



高額療養費の算定誤りについて

国民健康保険被保険者の高額療養費（※）の算定の一部に誤りがあることが判明しました。

※ 1か月に医療機関等に支払った一部負担金が一定の金額（自己負担限度額）を超えた場合、申請により超えた額を支給する制度

呉市では、支給に当たり、初回のみ申請を促す勧奨通知を送付しています。

1 概要

本市と同系列のシステムを使用している自治体が、システムの委託業者（以下「委託業者」といいます。）である富士通Japan（株）に問合せたことにより、同社のシステムの不具合が判明しました。

本市においても確認したところ、令和4年2月から令和5年2月診療分までの新型コロナウイルス感染症に係る高額療養費を誤った金額で算定し、一部の方に過大に支給していたことが判明しました。

2 算定誤りの内容

新型コロナウイルス感染症の診療の公費負担分について、高額療養費を算定する際に、費用の一部を自己負担分として計算し、払い戻し額に加算して過大に支給しました。

3 影響（算定誤りの対象）

76件 191,560円（支給済：55件、未支給：21件）

※ 現時点における概算のため、今後変動する可能性があります。

4 原因

厚生労働省の令和2年5月13日付けの事務連絡は、診療報酬明細書の記載内容の変更（新型コロナウイルス感染症の公費負担額を2つに区分して記載する等）で「保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いする。」とあったため、委託業者は高額療養費の算定には影響がないと判断し、システム改修を行わなかったことにより発生したものです。

呉市においても、システム改修の必要性を認識できていませんでした。

また、事務連絡後、サンプルを抽出し確認をしていましたが、通知の内容に該当する事例に当たらず、誤りを見つけることができませんでした。

5 対応状況

金額及び対象者が確定次第、対象の方に説明及びお詫びをした上で、次のとおり対応します。

(1) 高額療養費を支給済の方（55件）

正しい支給額の通知及び納付書を送付し、過大支給分の返還をお願いします。

(2) 未支給（申請勧奨済）の方（21件）

ア 未申請の方

正しい支給額の申請勧奨通知を再度送付します。

イ 申請済の方

本人に連絡の上、正しい申請額に修正し、支給します。

6 今後の対応

高額療養費が適切に算定できるようシステムの改修を行います。

システムが改修されるまでは、該当の可能性がある対象者を委託業者が抽出し、金額に誤りがないか委託業者と職員にて確認を行います。

7 再発防止策

法律や条例改正のみならず、国からの事務連絡等の内容について、随時、委託業者と情報共有後、システム改修への影響の確認を徹底します。

また、委託業者においても、再発防止に向け、システム改修の有無を判断する際のプロセスの改善を行っています。